

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

区

管理番号

申告区分

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎

申告年月日

令和 年 月 日

法人税の令和

修正・更正

再更正による。

所在地
(本県が支店等)の場合は本店(所在地と併記)

(ふりがな)代表者氏名

期末現在の資本金の額(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

()

事業種目

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

()

資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

兆 十億 百万 千 円

()

非中小法人等

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

兆 十億 百万 千 円

()

期末現在の資本金等の額

兆 十億 百万 千 円

()

法人名

法人区分

イに掲げる法人

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書 ※

摘 要		課 税 標 準		税率 $\frac{1}{100}$	税 額		(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によっ て計算した法人税額		①		(道 府 県 民 税)		
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業													
所 得 割	所得金額総額 別表5⑤	②⑧	兆 十億 百万 千 円				試験研究費の額等に係る 法人税額の特別控除額	②					
	年400万円以下の 金額	②⑨		000	兆 十億 百万 千 円		00	③					
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	③⑩		000			00	④					
	年800万円を超える 金額	③⑪		000			00	⑤			000		
	計 ②⑨+③⑩+③⑪	③⑫		000			00	⑥			000		
付 加 価 値 割	軽減税率不適用法人 の金額	③⑬		000			00	⑦					
	付加価値額総額	③⑭						⑧					
資 本 割	付 加 価 値 額	③⑮		000	兆 十億 百万 千 円		00	⑨					
	資本金等の額総額	③⑯						⑩					
資 本 割	資 本 金 等 の 額	③⑰		000	兆 十億 百万 千 円		00	⑪					
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業												
収 入 割	収入金額総額	③⑱	兆 十億 百万 千 円				仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑫					
	収 入 金 額	③⑲		000	兆 十億 百万 千 円		00	⑬			00		
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業													
所 得 割	所得金額総額 別表5⑤	④⑩	兆 十億 百万 千 円				差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑬			00		
	所 得 金 額	④⑪		000	兆 十億 百万 千 円		00	⑭			00		
付 加 価 値 割	付加価値額総額	④⑫						⑮					
	付 加 価 値 額	④⑬		000	兆 十億 百万 千 円		00	⑯					
資 本 割	資本金等の額総額	④⑭						⑰					
	資 本 金 等 の 額	④⑮		000	兆 十億 百万 千 円		00	⑱					
収 入 割	収入金額総額	④⑯						⑲					
	収 入 金 額	④⑰		000	兆 十億 百万 千 円		00	⑳					
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業													
付 加 価 値 割	付加価値額総額	④⑱	兆 十億 百万 千 円				この申告により納付すべき法人 税割額 ⑬-⑭-⑮	⑳			00		
	付 加 価 値 額	④⑲		000	兆 十億 百万 千 円		00	㉑					
資 本 割	資本金等の額総額	④⑳					均等割額 算定期間中において事務所等 を有していた月数	㉒			月		
	資 本 金 等 の 額	④㉑		000	兆 十億 百万 千 円		00	㉓			円× $\frac{㉒}{12}$	00	
収 入 割	収入金額総額	④㉒					既に納付の確定した 当期分の均等割額	㉔			00		
	収 入 金 額	④㉓		000	兆 十億 百万 千 円		00	㉕			00		
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 5 号 に 掲 げ る 事 業													
付 加 価 値 割	付加価値額総額	④㉔	兆 十億 百万 千 円				この申告により納付す べき均等割額 ⑬-⑭-⑮	㉖			00		
	付 加 価 値 額	④㉕		000	兆 十億 百万 千 円		00	㉗			00		
資 本 割	資本金等の額総額	④㉖					この申告により納付す べき道府県民税額 ⑬+⑭	㉘			00		
	資 本 金 等 の 額	④㉗		000	兆 十億 百万 千 円		00	㉙			00		
収 入 割	収入金額総額	④㉘					②①のうち見込納付額	㉚					
	収 入 金 額	④㉙		000	兆 十億 百万 千 円		00	㉛					
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 6 号 に 掲 げ る 事 業													
付 加 価 値 割	付加価値額総額	④㉚	兆 十億 百万 千 円				特別区分の課税標準 額	㉜			000		
	付 加 価 値 額	④㉛		000	兆 十億 百万 千 円		00	㉝					
資 本 割	資本金等の額総額	④㉜					同上に対する税額 ④㉚× $\frac{㉜}{100}$	㉞					
	資 本 金 等 の 額	④㉝		000	兆 十億 百万 千 円		00	㉟			000		
収 入 割	収入金額総額	④㉞					市町村分の課税標準 額	㉟					
	収 入 金 額	④㉟		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊱					
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 7 号 に 掲 げ る 事 業													
付 加 価 値 割	付加価値額総額	④㊱	兆 十億 百万 千 円				同上に対する税額 ④㉛× $\frac{㊱}{100}$	㊲					
	付 加 価 値 額	④㊲		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊳					
資 本 割	資本金等の額総額	④㊲					法人税の期末現在の資本金等の額	㊴			兆 十億 百万 千 円		
	資 本 金 等 の 額	④㊳		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊵					
収 入 割	収入金額総額	④㊳					法人税の当期の確定税額	㊶					
	収 入 金 額	④㊴		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊷					
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 8 号 に 掲 げ る 事 業													
付 加 価 値 割	付加価値額総額	④㊴	兆 十億 百万 千 円				決算確定の日	㊸			・ ・		
	付 加 価 値 額	④㊵		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊹			・ ・		
資 本 割	資本金等の額総額	④㊵					解散の日	㊺			・ ・		
	資 本 金 等 の 額	④㊶		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊻			・ ・		
収 入 割	収入金額総額	④㊶					残余財産の最後の分配又は引渡しの日	㊼			・ ・		
	収 入 金 額	④㊷		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊽			・ ・		
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 9 号 に 掲 げ る 事 業													
付 加 価 値 割	付加価値額総額	④㊷	兆 十億 百万 千 円				申告期限の延長の処分(承認)の有無	㊾			事業税	有・無	
	付 加 価 値 額	④㊸		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊿			法人税	有・無	
資 本 割	資本金等の額総額	④㊸					法人税の申告書の種類	㊿			青色・その他		
	資 本 金 等 の 額	④㊹		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊿			・ ・		
収 入 割	収入金額総額	④㊹					この申告が中間申告の場合の計算期間	㊿			・ ・		
	収 入 金 額	④㊺		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊿			・ ・		
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 10 号 に 掲 げ る 事 業													
付 加 価 値 割	付加価値額総額	④㊺	兆 十億 百万 千 円				翌期の中間申告の要否	㊿			要・否	国外関連者の有無	
	付 加 価 値 額	④㊻		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊿			有・無	有・無	
資 本 割	資本金等の額総額	④㊻					還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	㊿			銀行 支店		
	資 本 金 等 の 額	④㊼		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊿			口座番号(普通・当座)		
収 入 割	収入金額総額	④㊼					前事業年度の法人区分	㊿			イに掲げる法人		
	収 入 金 額	④㊽		000	兆 十億 百万 千 円		00	㊿			イに掲げる法人		

(道府県民税)

関与税理士名

(電話)

(事業税)

⑥⑩の内訳

事業年度				・ ・ ・ ・				法人名																
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業										法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額 ⑦⑦ 兆 十億 百万 千 円 00														
所得割		⑥④	兆 十億 百万 千 円		00		付加価値割		⑥⑤	兆 十億 百万 千 円		00		同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑦× / 100)		⑦⑧	兆 十億 百万 千 円		00					
資本割		⑥⑥			00		収入割		⑥⑦			00		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額		⑦⑨			00					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑨× / 100)										⑧⑩			00	
所得割		⑥⑧	兆 十億 百万 千 円		00		付加価値割		⑥⑨	兆 十億 百万 千 円		00		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額		⑧①			00					
資本割		⑦⑩			00		収入割		⑦①			00		同上に対する特別法人事業税額 (⑧①× / 100)		⑧②			00					
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業										法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額										⑧③			00	
							付加価値割		⑦②	兆 十億 百万 千 円		00		同上に対する特別法人事業税額 (⑧③× / 100)		⑧④			00					
資本割		⑦③	兆 十億 百万 千 円		00		収入割		⑦④			00		合計特別法人事業税額 (⑦⑧+⑧④+⑧②+⑧④)		⑧⑤			00					
⑥⑩のうち見込納付額		⑦⑤					差 引 ⑥⑩-⑦⑤		⑦⑥					仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額		⑧⑥								
										差引特別法人事業税額 ⑧⑤-⑧⑥										⑧⑦			00	
										既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額										⑧⑧			00	
										租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額										⑧⑨				
										この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑧⑦-⑧⑧-⑧⑨										⑨⑩			00	
										⑨⑩のうち見込納付額										⑨①				
										差 引 ⑨⑩-⑨①										⑨②				

(特別法人事業税)